

2023年9月

関係者 各位

一般社団法人 高知県中小建築業協会

一般建築物石綿含有建材調査者講習会 受講の意向確認のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022年4月に、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出の義務化がスタートし、2023年10月から有資格者による事前調査の義務化が始まります。会員様からも資格試験の開催を望む声が多く寄せられておりました。そこで、講習機関の一つである「一般財団法人日本環境衛生センター」にご協力いただき、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を一定の条件をもとに開催する運びとなりました。

つきましては、下記開催条件をご一読いただき、受講に関するご意向についてFAXにて回答をお寄せいただきたいと存じます。後日受講希望の方には個別に開催のお知らせについてご案内する予定です。

記

【開催日】：10月24日(火)・10月25日(水) ※2日間の連続受講となります。

【開始時間】：9:30 (受付9:00) 終了は18:00頃予定 両日共通

【会場】：高知県立県民文化ホール 第6多目的室(高知市本町4-3-30)

【受講料】：53,000円(税込)(当協会員外は55,000円(税込))

※事前にお振込みによる入金となります。(後日ご案内します)

【定員】：60名

※定員になり次第締め切らせて頂きます。

※受講者が20名以上にて開催(※20名未満の場合は中止になる場合がございます)

【内容】：動画視聴による講義、試験

資格取得には全て講義を受講後に修了考査(試験)に合格することが必要です。

不合格の場合には改めて再試験を受けることになります。

【受講資格】：受講資格については別紙の「受講資格区分 1～10 のいずれかに該当する必要がありますので必ずご確認ください。

【申込期限】：10月6日(金) 17:00迄

以上

一般建築物石綿含有建材調査者講習会 受験申込書

| | | | |
|------------------------|--------------------------|-----|--|
| 会員種別 | 協会員 ・ 会員外 (いずれかに○をして下さい) | | |
| (ふりがな) 事業者名称 | | | |
| TEL | | FAX | |
| 受講資格 区分番号 (別紙参照) | (ふりがな) 受講者氏名 | | |
| | メールアドレス | | |

※発熱や咳などの症状がある場合は参加を控えて下さい。

※参加される際には、必ずマスクを着用して下さい。

申込先 FAX 088-821-6545

【申込期限】:10月6日(金) 17:00 まで

【受講資格】

| 受講資格区分番号 | 学歴等 | 実務経験年数 |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上 |
| 2 | 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者） | 卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上 |
| 3 | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上 |
| 4 | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上 |
| 5 | 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | 建築に関する実務経験年数：11年以上 |
| 6 | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：2年以上 |
| 7 | 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 | 石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上 |
| 8 | 8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問） | |
| 9 | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者 | |
| 10 | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：2年以上 |
| 【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局(日本環境衛生センター)までお問い合わせください。】 | | |